



中駐在所だより

令和8年9月号
中駐在所
0285-38-0042

秋の交通安全県民総ぐるみ運動 ～マナーアップ！あなたが主役です～

1 期間

令和8年9月21日(月)から同月30日(水)までの10日間

2 運動の重点

- 〈歩行者〉 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 〈自動車〉 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



侵入盗が急増中!!

小山警察署管内では住宅対象窃盗が多発しており、中駐在所管内も発生しています。

防犯対策として、

- 在宅時でも必ず鍵をかける
- 来訪者にはインターホンの活用、又はドアを開ける前に要件を確認する
- 防犯カメラやセンサーライトなど防犯機器の設置を検討する
- ドアや窓ガラスに補助錠を付けたり、防犯フィルムを貼る
- 知らない人にも挨拶や声かけを行う



生活道路[※]における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → **30** km/h



▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車道通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の構造上又はその他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車道及び減速車道以外のもの
- 4 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などが多く変化する。安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察